

協議会資料の送付方法変更について（案）

1 協議会資料の事前送付廃止について

【現 状】

現在、協議会の資料については、開催約 1 週間前に送付している。

【変更案】

- ・ 資料は原則、協議会当日に配布する。
- ・ なお、会長の判断により事前に把握が必要な資料がある場合は、事前に送付する。

【変更理由】

- ・ 協議会への出席の連絡をされる委員が少なく、資料を事前に送付し、内容を把握して頂く趣旨が徹底されていない。
- ・ 郵送代等の節約により、限られた予算を有効に活用できる。

2 欠席者への資料送付の廃止について

【現 状】

欠席者については、協議会結果概要とともに協議会資料を送付している。

【変更案】

欠席者への資料送付は廃止する。

【変更理由】

- ・ 結果概要及び協議会資料については、埼玉県環境部みどり再生課のホームページ「くぬぎ山地区自然再生協議会」に全て掲載している。
- ・ 郵送代等の節約により、限られた予算を有効に活用できる。